

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年 9月25日

河合町長 清原和人

河合町条例第20号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年8月河合村条例第25号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第15条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第16条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第18条第6項中「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「第15条第1項」を「同項」に改める。

(河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年12月河合町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

(河合町下水道条例の一部改正)

第3条 河合町下水道条例(昭和59年7月河合町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項第2号を次のように改める。

(2) 心身の故障により代理人を適正に行うことができない者

第21条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第2条の規定については、公布の日から施行する。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第15条第1項及び第4項、第15条の2第2号（同条例第16条第5項及び第18条第7項において準用する場合を含む。）、第16条第1項及び第2項第1号並びに第18条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。